

事業 優先順位		2	細事業:都市計画管理事業					整理 番号		03	
目 的		都市計画法等の運用にかかる関係業務処理、市民サービスの向上。									
目 標		国土法・公拡法関係業務、各種調査業務、他課案件の都市計画審議会庶務、都市施設明示、各種証明発行、不動産にかかる土地利用規制情報の提供、生産緑地地区追加・買取申出等に関する事務等を適正に行う。									
事業 実施主体		直営	事業開始 年	昭和47年度以前	根拠 法令	国土利用計画法 公有地の拡大の推進に関する法律 生産緑地法					
事業費・財源				平成24年度	比 較	コスト情報・従事職員数				平成24年度	比 較
	事業費 (決算額) (千円)			932			総コスト (千円)			60,718	
	財源内訳	一般財源		931			内訳	事業費		932	
		国府支出金		0				人件費		7,935	
		地方債		0				公債費		51,851	
		証明手数料		1				一人あたり (円)		538	
				0				世帯あたり (円)		1,288	
				0			参考	職員数 (人)		1.00	
			0		再任用職員数 (人)				0.00		
今後の方向性		法に基づき適正に処理する。									
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	河内長野市民						
	A	A	B								

市街化調整区域における地域活性化策

上原・高向地区まちづくり勉強会 ワークショップ



区域内に土地利用にかかる協力依頼看板を設置

細事業：都市計画管理事業

(1) 国土利用計画法並びに公有地の拡大の推進に関する法律による届出

①国土利用計画法による届出

一定面積以上の土地の売買等について、次のとおり届出があった。

市街化区域（2,000㎡以上）	2件
市街化調整区域（5,000㎡以上）	0件
合 計	2件

②公有地の拡大の推進に関する法律による届出等

都市計画施設区域内の土地所有者が一定面積以上の土地を有償で譲渡する場合は、あらかじめ届け出ることが義務付けられている。また、地方公共団体に買取を希望する申し出を行うことができるものとなっているが、今年度は届出・申出がなかった。

届 出	0件
申 出	0件
合 計	0件

(2) 都市計画施設等の明示並びに各種証明書の発行

①都市計画施設等の明示

都市計画法第53条許可申請等のため、次のとおり都市計画施設等を明示した。

都市計画施設	10件
用途地域界	4件
合 計	14件

②各種証明の発行

相続税等納税猶予特例適用のための証明書等を次のとおり発行した。

相続税等納税猶予の特例適用	2件
市街化区域・市街化調整区域等	2件
合 計	4件

土地取引に届出が必要です！

第三利用計画法の届出制度

第三利用計画法の届出制度は、一定の条件を満たす土地の売買等について、事前に市町村に届出を行うことで、国土利用計画法の規制を回避する制度です。届出を行うことで、土地の売買等が完了した後に、市町村が土地の利用状況を調査し、必要に応じて国土利用計画法の規制を適用する場合があります。

土地の売買等

土地の売買等の届出は、土地の売買等の契約が完了した後に、市町村に提出する必要があります。届出を行うことで、土地の売買等が完了した後に、市町村が土地の利用状況を調査し、必要に応じて国土利用計画法の規制を適用する場合があります。

届出の必要となる土地

届出の必要となる土地は、一定の条件を満たす土地です。具体的には、市街化区域、市街化調整区域、国土利用計画法の規制対象となる土地です。

届出の手続き

届出の手続きは、土地の売買等の契約が完了した後に、市町村に提出する必要があります。届出を行うことで、土地の売買等が完了した後に、市町村が土地の利用状況を調査し、必要に応じて国土利用計画法の規制を適用する場合があります。

届出の罰則

届出を行わずに土地の売買等を行った場合は、罰則の対象となります。具体的には、国土利用計画法の規制を適用される場合があります。

公有地の拡大の推進に関する法律による届出

土地の先買制度のあらまし
(公有地の拡大の推進に関する法律)

土地の先買制度は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公有地の拡大の推進を図るための制度です。土地の先買制度は、土地の先買制度の適用を受ける土地の売買等について、事前に市町村に届出を行うことで、土地の先買制度の適用を受けることができます。

1 届出の必要な場合

届出の必要な場合は、土地の先買制度の適用を受ける土地の売買等について、事前に市町村に届出を行うことです。

2 申請ができる場合

申請ができる場合は、土地の先買制度の適用を受ける土地の売買等について、事前に市町村に申請を行うことです。

3 届出・申請の手続き

届出・申請の手続きは、土地の先買制度の適用を受ける土地の売買等について、事前に市町村に提出する必要があります。

4 届出・申請後の結果

届出・申請後の結果は、土地の先買制度の適用を受ける土地の売買等について、事前に市町村に提出する必要があります。

5 必要書類

必要書類は、土地の先買制度の適用を受ける土地の売買等について、事前に市町村に提出する必要があります。

国土利用計画法並びに公有地の拡大の推進に関する法律による届出